

平成31年3月28日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

様

土 木 部 長

平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事に配置する
監理技術者等の要件緩和について（通知）

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）により、その適正な設置に係る運用について定められているところ
です。

このたび、平成30年7月豪雨による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等が示されたことや、国
土強靱化基本計画に基づく「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に伴う事業費の増大へ
の対応に向けて、本県が発注する当災害に係る復旧工事に配置する監理技術者等に限り、やむを得ない
事情がある場合には入札の申し込みがあった日において所属建設業者との雇用関係が3か月未満であ
っても、認めることとします。

なお、この緩和措置については、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札
又は指名通知を行う指名競争入札により施行する工事から適用することとします。